

【給付型奨学金制度の創設に伴う非課税措置等】[所得税法、国税徴収法]

要望内容

給付型奨学金について、「公課の禁止」による非課税措置や、受給権の保護(差押の禁止等)を設ける。

背景・現状

高等教育への進学にかかる費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっている。

こうした状況を踏まえ、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設するとともに、これに伴う税制上の所要の措置を講じる。

※「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日 閣議決定)(抜粋)

第2章 取り組む施策

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2)若者への支援拡充、女性活躍の推進

格差については、それが固定化されないことが大切である。このため、教育の役割は重要であり、奨学金制度の充実を図る。(略)

① 給付型奨学金については、平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2)若者への支援拡充、女性活躍の推進

・給付型奨学金の実現(文部科学省)

目標・効果

給付型奨学金に対して公課を課したり、その受給権の差押を行った場合、経済的負担の軽減にかかる効果が損なわれる。そのため、非課税措置や受給権の保護にかかる措置を講じることが不可欠である。

給付型奨学金制度の創設に伴う
非課税措置等(平成28年10月)